

ギリシャ国内制限措置の詳細と外出時の申告方法など (2月11日から3月1日までの間)

1 外出制限措置とその例外

レベル A 地域においては午前5時から午後9時までの間、レベル B・C・D 地域においては午前5時から午後6時までの間、次のとおり外出を制限する。ただし、レベルC地域のうちアッティカ県(諸島除く)、レベル D 地域のうちテサロニキ郡については、平日は午前5時から午後9時までの間、土日は午前5時から午後6時までの間の外出を制限する。

【外出制限措置の例外】

- (1)通勤、及び仕事上の移動をする場合(雇用主による証明書が必要)
- (2)通学・受検する場合(学校の証明書が必要)
- (3)健康上の理由による移動する場合(医師、病院、薬局、獣医の予約等、下記6による申告が必要)
- (4)食料品等生活必需品の買い物で、速やかな宅配サービスを受けられない場合(下記6による申告が必要)
- (5)銀行に必要不可欠な理由で行かなければならない場合(下記6による申告が必要)
- (6)真に介助を必要とする者を訪問する場合(下記6による申告が必要)
- (7)宗教的施設への移動、離婚して未成年の子に会う場合(下記6による申告が必要)
- (8)親権者が通学に付き添う場合
- (9)1人または3人まで運動する場合、ペットの散歩をする場合(互いに1.5メートルの間隔を保つ。下記6による申告が必要)
- (10)居住地へ1回のみ移動する場合(所得申告証明書または次の URL の申告書が必要)
<https://www.aade.gr/bebaiosi-katoikias-eidikis-hrisis>
- (11)公共サービスを受ける場合(緊急な用事で、かつ予約していることを証明する書面を携帯し、下記6による申告が必要)
- (12)一親等の親族が出勤するために付きそう場合(雇用主による証明書が必要)
- (13)動物に餌をあげる場合(市役所が発行する証明書が必要)
- (14)農作物を収穫する場合(不動産申告証明書(E9)、収穫依頼書又は栽培に関する証明書が必要)
- (15)関連する対策・指示を守った上で、デモ等に参加する場合
- (16)大学生が不動産賃貸契約を解除した場合の自宅と大学への1回限りの往復は可(<https://www.aade.gr/mytaxisnet> で作成された賃借契約書、賃借解約書等証明書が必要)。また、付き添いは1人まで可。
- (17)ロドピ郡、エヴロス郡、クサンシ郡において、郡地域内のアフリカ豚熱対策によるイノシシ狩猟目的の移動は可(当地狩猟会の会員書等証明書が必要)。1グループ4人まで。

2 夜間の外出禁止

レベル A 地域においては午後9時から午前5時までの間、レベル B・C・D 地域においては午後6時から午前5時までの間、夜間外出を禁止するが、以下の必要不可欠な理由による外出は例外とする。ただし、レベルC地域のうちアッティカ県(諸島除く)、レベル D 地域のうちテサロニキ郡については、平日は午後9時から午前5時までの間、土日は午後6時から午前5時までの間の夜間外出を禁止する。

【夜間外出禁止措置の例外】

- (1)通勤及び仕事上の理由で移動する場合(雇用主による証明書が必要)
- (2)健康上の理由による移動する場合(医師、病院、薬局の予約等、下記6による申告が必要)
- (3)1人でペットの散歩をする場合(下記6による申告が必要)

3 郡外(県外)移動制限措置

レベル A・B・D では郡外移動禁止、レベル C では市外移動禁止とする。アッティカ県については県外移動を禁止する。

【郡外・県外移動制限の例外】

- (1)通勤、及び仕事上の移動をする場合(雇用主による証明書が必要)
- (2)健康上の理由により移動する場合(医師、病院、薬局等の予約が必要)
- (3)居住地へ1回のみ移動する場合(所得申告証明書または次の URL の申告書が必要)
<https://www.aade.gr/bebaiosi-katoikias-eidikis-hrisis>
- (4)葬儀等への参加等、離婚して未成年の子に会う場合
- (5)大学生が大学のある地域へ1回のみ移動する場合(学校の証明書が必要)
- (6)大学生が不動産賃貸契約を解除した場合の自宅と大学への1回限りの往復は可
(<https://www.aade.gr/mytaxisnet> で作成された賃借契約書、賃借解約書等証明書が必要)。また、付き添いは1人まで可。
- (7)サモス郡から、またはサモス郡へ移動する場合

4 国内フェリー移動制限措置の例外

- (1)通勤、及び仕事上の移動をする場合(雇用主による証明書が必要)
- (2)健康上の理由により移動する場合(医師、病院、薬局の予約等が必要)
- (3)真に介助を必要とする者を訪問する場合(下記6の方法による申告が必要)
- (4)宗教的施設への移動、離婚して未成年の子に会う場合
- (5)居住地へ1回のみ移動する場合(所得申告証明書または次の URL の申告書が必要)
<https://www.aade.gr/bebaiosi-katoikias-eidikis-hrisis>
- (6)公共サービスを受ける場合(緊急な用事で、かつ予約していることを証明する書面を携帯することが必要)
- (7)農作物を収穫する場合(不動産申告証明書(E9)、収穫依頼書又は栽培に関する証明書が必要)
- (8)食料品等生活必需品の購入・銀行等小さな島から大きな島へ移動する場合、またトリジニア・メタナ市民がポロスへ移動する場合
- (9)サモス郡から、またはサモス郡へ移動する場合

5 外出する際の共通事項

- (1)IDカードまたはパスポートを携帯しなければならない。
- (2)職場への移動に関しては、ID カード・パスポート等の提示に加え、雇用主等の証明書(電子もしくは紙媒体)の提示義務がある。民間部門の従業員等は、雇用主が「ERGANI」システムにおいて電子申請を行い、証明書は移動に必要な時間帯について最大14日間有効。自由業の場合には同システムにて電子申請を行う。公共部門の職員等は、apografi.gov.gr にて人事

担当者が電子申請を行う。

(3)外出制限に係る違反金は300ユーロ。また、制限内容により違反金が異なる(公共交通機関内でマスク着用を怠った場合は150ユーロ等)。

(4)屋外スポーツ施設、公園、庭園等の利用は禁止(通過は可)。

(5)公共交通機関は、ラッシュアワー時間帯の本数を優先し、その他時間帯の本数を制限する。

(6)自家用車・タクシー等は運転手を含めて3人まで。未成年の子供が親と同乗する場合、介助を要する者の付き添い1人が同乗する場合は、人数制限対象外。

(7)外出時は、スマートフォン等から SNS で申告するか、申告書を記載し携帯しなければならない(下記6参照)。

6 外出時の申告方法

(1)スマートフォン等からの SNS による申告方法(下記の要領で、13033番(無料送信)に SNS を発信して申告する方法)

【SNS による申告要領】

・SNS 本文:X【スペース】氏名、住所・X には、次の1~6の以下の外出理由の番号を入力する。

1 健康上の理由による移動する場合(医師、病院、薬局、獣医に予約を取った上で移動する場合)

2 食料品等生活必需品の買い物で、速やかな宅配サービスを受けられない場合

(1回の申告で買い物できる時間は2時間以内)

3 必要不可欠な理由で役所、銀行に行かなければならない場合

4 真に介助を必要とする者へ訪問する場合、親権者が通学に付き添う場合

5 葬儀等に参加する場合、離婚して未成年の子に会う場合

6 1人または3人まで運動する場合、ペットの散歩をする場合

・送信後、下記の SNS が返信されてくる。

SNS 本文:METAKINHSH【スペース】X【スペース】氏名、住所

(2)定型書式の申告書を記載し携帯する方法下記書式(ギリシャ語)に必要事項を記載して携帯する申告方法。

PDF版 <https://forma.gov.gr/docs/vevaiosi-metakinisis.pdf>

ワード版 <https://forma.gov.gr/docs/vevaiosi-metakinisis.docx>

【書式記載要領】

上部(MEROSA):氏名、生年月日、住所、移動時間

中部(MEROSB):上記6項目の該当箇所をチェック下部左側:現在地、日付、氏名下部右側:署名

(3)上記書式以外に手書きの申告書を作成し携帯する方法手書きで、氏名、住所、1~6の移動理由、目的地住所、日時、署名を記載した申告書を携帯することで、上記書式に代えることができる。(申告方法の詳細(ギリシャ語):<https://forma.gov.gr/#written>)